

# 税のお知らせ

**1月下旬に  
市民税・県民税申告書や  
確定申告書等を発送します**

平成26年度（平成25年分所得）の市民税・県民税申告書を、前年度に申告された方へ1月下旬に発送します。

また、平成25年分の所得税及び復興特別所得税確定申告関係書類は、1月下旬に大阪国税局から発送されます。（消費税確定申告書および青色決算書等も該当される方には同封されています。）

なお、平成24年分の確定申告で、e-tax（電子申告）を利用された方や国税庁ホームページで申告書を印刷して提出された方には、申告書用紙や確定申告の手引は郵送されませんが、申告書に必要な情報は、「メッセージボックス」や「お知らせハガキ」により連絡させていただきます。引き続きご利用を願います。

**公的年金等を  
受給されている方へ**

**重要なお知らせ**

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、かつ公的年金等に関する所得（雑所得）以外の所得金額が20万円以下の場合、その年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要はなくなりま

す。（ただし、市民税・県民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。）  
この場合でも、医療費控除などにより所得税の還付を受けるための確定申告書は、提出することができます。

**ご理解をお願いします**

**平成25年分～49年分  
復興特別所得税が  
徴収されます**

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則・各年分の所得税の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することになります。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

**平成26年度から10年間  
防災・減災のため、  
個人住民税均等割額が  
1000円増額します**

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度の10年間、個人市民税の均等割（3,000円）に500円が加算されて3,500

**インターネットを  
利用されている方へ**

この増額分は、避難所等、防災拠点や防災設備の整備などの事業を実施するための財源に充てられます。（個人県民税についても同様に500円が加算され、2,300円になります。）

確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。当コーナーで作成した申告書等は、お手持ちのプリンタで印刷（モノクロ印刷でも可）して提出できます。また、確定申告書等をインターネットで提出できる、e-tax（初めてご利用の場合、開始届出書の送信が必要です。）をぜひご利用ください。  
贈与税の申告も、e-tax（電子申告）が利用できます。



岡市役所税務課 ☎(25)8116  
今津税務署 ☎(22)2561

**申告書様式が改訂  
されました**

平成25年分以降から、確定申告の様式が改訂されました。平成25年分の確定申告をされる場合は、新様式をご使用ください。

**サラリーマン・年金受給者のための事前申告会**

サラリーマンで医療費控除などによる還付申告をされる方や、収入が年金のみの方を対象に次のとおり事前申告会を行います。

- ▼開催日 2月6日（木）
- ▼会場 安曇川公民館
- ▼開場時間 9時30分～12時
- ▼閉場時間 13時～16時



**平成26年1月から  
記帳・帳簿等の  
保存制度が拡大**

法律の改正により、平成26年1月から、個人で事業所得、不動産所得または山林所得が生じる業務を行う全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要になります。所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も、記帳と帳簿等の保存制度の対象になります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書送り状、領収書などの書類	

## 固定資産税 家屋の新増築・取り壊し・所有権移転をされたら手続きを!!

固定資産税は、毎年1月1日時点に所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。家屋の新増築や取り壊し、所有権の移転をされた場合は、次のいずれかの手続きをお願いします。

### 新築または増築されたとき

新築または増築された家屋は、1月1日時点で完成している場合に課税の対象となります。建築工事が完了したら速やかに税務課に連絡してください。なお、建築確認申請を必要としない建物（10㎡未満の増築家屋や都市計画区域外での建築物）や不動産登記を済ませていない家屋も固定資産税の課税対象となります。（原則として土地に定着した軽量鉄骨造プレハブのガレージや倉庫なども家屋として課税されますが、カーポートのような全く外壁のない構築物はこの対象となりません。）

### 取り壊されたとき

家屋の全部または一部を取り壊された場合は、税務課または支所に「建物滅失届」を提出してください。年明け後の届出には取壊証明書が必要です。なお、不動産登記がされている家屋で年内に法務局で滅失登記を済まされた場合、この届出は不要です。

### 所有権を移転されたとき

売買や贈与、相続などで家屋の所有者が変更された場合、次のとおり手続きをしてください。

#### 【不動産登記がされている家屋】

年内に法務局において所有権移転登記を完了してください。移転日が年内であっても登記日が年明け後の場合、納税義務者の変更は翌年度以降となります。

#### 【不動産登記がされていない家屋】

市役所税務課または支所に「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。権利の移転が確認できる書類（契約書や協議書の写しなど）の添付が必要です。

★届出に必要な書類は、税務課または支所にあります。また市のホームページにも掲載しています。

★不動産登記に関する手続きについては法務局にお問い合わせください。

（大津地方法務局高島出張所 ☎22-2352）